

尊皇の大義は万世に不滅

アメリカで発見した皇道

田 村 幸 策

天皇の厳格な憲法順守

天皇陛下は昭和五〇年、アメリカお訪問の際ホワイトハウスにおけるフォード大統領の公式招宴の席上、大統領の歓迎の挨拶に対するご答辞において、戦後の日本がアメリカからうけた数々の好意と援助とに言及され、懇篤なお礼の言葉をのべられた。しかし、アメリカに対するかかる感謝を「日本国のお名において」とか、または「日本国民を代表して」とかと表現することは、政治的性格の行為になるのであって、憲法上内閣または国会の権限に属するとのご配慮から、陛下は特に「私自身の言葉において、私の感謝を差出したい」との極めて慎重な表現をご使用になつたのである。これはいかに陛下が小心翼々として、憲法の条章を厳守されたかのご精神の発露でなければならない。陛下のご答辞のこの部分は全体の眼目を構成すると認められるので、陛下ご自身ご朗読になつた「日本文」でなく、

アメリカの国民が聞いた「英文」をそのまま翻訳すると、「アメリカを訪問することは、多年にわたる私の願望でありました。私の訪米が実現したならば、特に私がアメリカ国民にお伝えせんと望んでいた一事がありました。それは私自身の言葉において私が深く悲んでいる、あの最も不幸な戦争の直後、日本の戦後再建に偉大なアメリカが、好意と援助との友好の手を差延べられたことに対し、私の感謝を差出すことがありました」とあるのがそれである。この点日本文と英文との間に表現のちがいがあることが注目を要する。

開戦の決定は内閣の責任

陛下はご訪米に先立ちアメリカのマスコミ代表者たちとのご会見で、日米開戦の決定に対する陛下のお立場を質問されたが、陛下のご答弁は「憲法に従って行動したのみ」との簡潔なもので、ご弁解に類するような一切のご発言はなかった。ただ「当時の関係者がなお生存しているので今は言いたくない」と、軍部の生存者を却つて庇護されてくる。陛下は冒頭に記述するごとく「戦後」の新憲法の下において、細心に憲法の順守に努められたと同様に、日米開戦当時の「明治憲法」時代においても、忠実な憲法尊重主義者であらせられた。

明治憲法には「天皇は戦を宣し、和を講じ、および諸般の条約を締結す」とあり、また「天皇は陸海軍を統帥す」とあつた。それと同時に「国務各大臣は天皇を輔弼してその責に任ず」とあって天皇の大権行使は、すべて国務各大臣の輔弼（助言と同意）を必要とするのみならず、天皇の大権行使に対する責任は全部、国務各大臣が負担しなければならない規定で、「天皇は神聖にして犯すべからざる」無咎責な存在であった。

しかるに「軍の統帥」に関する天皇の大権は、國務各大臣（陸海軍大臣を含み）の輔弼以外におかれ、別に設けられた統帥部の輔弼によつて行使されるという、歐米の民主主義国には発見されえない特殊な制度であった。やがてこの制度が軍部の下剋上によつて乱用され、昭和の初期から太平洋戦争の終末まで、軍部は完全に天皇の「統帥權」を僭奪するのみならず、事実上、天皇の「外交大権」をも窃取し、遂には「宣戰、講和の大権」まで全部壟斷して、無謀な対米英戦争に突入したのである。

しかし憲法に忠実な陛下におかれては、「内閣と統帥部」とが「一致」で行つた「開戦の決定」に対しても、陛下ご自身いかにその決定が国家のため極めて危険だとお考へであつても、立憲君主としては、その決定に従う以外に途のなかつたのが、明法憲法の至上命令であつた。事実、陛下ご自身は開戦にはご反対であつた。一九四一年九月六日第一回「御前會議」で「一〇月上旬までに、日本の要求貫徹の見込なき場合、直ちに開戦を決意」するとの決定が採択された。その前日、近衛首相は陛下に、明日の會議に提出される議案に「ご質問の思召しあらば會議では場所柄いかがかと考えますので、今直ちに両総長をお召しになつては」と奏上したところ、陛下は「直ちに呼べ、首相も陪席せよ」とのお言葉であつた。陛下から杉山参謀総長に「日米間に事起れば、陸軍として幾許の期間に片付く確信があるか」とのご下問に対し杉山は「南洋方面だけは三ヶ月位で片付けるつもりであります」と奉答したところ、陛下は「汝は支那事變勃発當時、陸軍大臣として事變は一ヶ月位で片付くと申したと記憶する。しかるに四年の長きにわかつて、今日なお片付かんではないか」と仰せられたので、杉山は支那は奥地が広く、予定通り作戦ができなかつた事情を、くどくど弁明申上げたところ、陛下は励声一番、「支那は奥地が広いといふなら、太平洋はなお広いではないか。どんな確信があつて、三ヶ月と申すのか」と、ご反問になつたので、杉山はただ頭を垂れてお答えができなかつ

た。すると永野軍令部総長が助け船を出し、「今日の日米関係を病人にたとえれば手術をしないでおけば次第に衰弱し、手術には非常な危険があるも、助かる望みもないではない。思い切って手術するか否かの段階にあると考えます。統帥部としては外交交渉の成立を希望するが不成立の場合、思い切って手術しなければならんと存じます」と奉答すると、陛下から重ねて「統帥部は外交に重点をおく趣旨と解するがその通りか」と念を押され、両総長はその通りと奉答した。すると陛下は懐中から紙片をお取りになり日露戦争当時の明治天皇の御製を朗読され、「余は常にこの御製を拝誦して、故大帝の平和愛好のご精神を紹述せんと努めている」と仰せられた。

しかるに一〇月一日の米国回答は日本の「陸軍」を満足さるものではなかつたので、近衛首相は「海軍」の本当の胆を尋ねたところ、「海軍は和戦の決定を首相に一任」との回答であった。そこで首相は東条陸相に中国から、日本軍の撤退に関するアメリカの要求に応するよう説得したが、無効に終つたため内閣は総辞職した。後継の東条内閣の下に開かれた一九四一年一二月一日の第二回「御前会議」で「開戦」が正式に決定されたが、陛下は終始、一言もご発言はなかつた。前回の「御製のご朗読」とい、今回の「ご沈黙」とい、内閣と統帥部の一致した決定に対するご意思を表明するため、立憲君主として採りうる最大限の抵抗方式であった。

かかる重要な史実、軍部が「宣戦」に関する天皇の憲法上の大権を僭奪、壟斷した史実が、今日、日本国民の間に浸透していないため、なお無知の徒をして、戦争は天皇のご意見で決定され、天皇に全責任あるかのごとく、誤信され、宣伝され、教えられていることは嘆かわしい限りだ。

軍部は天皇を「現人神」に祭り上げ、軍部自身の意思を「天皇の名」を借りて、国民に押付けたのが、太平洋戦争である。「國体護持」のチャンピオンが、「國体破壊者」になる結果に終つたのは一大悲劇でなければならない。

戦争の全責任をご一身に

「私が、マッカーサー将軍、あなたの許に来たのは、戦争の遂行において、私の人民がとった、あらゆる行動と、あらゆる政治的および軍事的決定に対する、唯一の責任者として、私自身を、あなたの代表する連合諸国の判断に、提供せんがためである」（マッカーサー回顧録）。これは天皇陛下がご自身の方から申込まれた、マッカーサー将軍との最初の会見において、陛下ご自身全く自発的に行われた、ご生命を賭してのご陳述であった。

「驚いて恐ろしい感動に襲われ、骨の髓まで私を感動せしめた」と叫んだのはマッカーサー将軍自身であった。驚いた理由は二つある。その一是「天皇のこの勇氣ある責任のお引受けは戦犯として死を意味し、おそらく絞首刑になるからであった。しかし私（マッカーサー）としては、かかる不正な行為に伴う悲劇的な結果を知っているので、頑強にこれに抵抗し、アメリカ政府に忠告して、かかる行動をとらないことに成功した」とある。

驚いた理由の二是「天皇がお引受けにならんとする責任は、私（マッカーサー）が、完全に知っている事実と、明白に一致しないから」であった。その意味はマッカーサー将軍が誰よりもよく、明治憲法における天皇の大権行使が、すべて内閣と統帥部との輔弼によつて行われ、その責任はすべて輔弼者にあつて、天皇は無答責たる制度を知悉するのみならず、日米開戦に至るまでの経過を記述した、日本政府の機密記録の全部は、御前会議の議事を含め、占領と同時に押収して、これを精読し精通していたからである。従つて天皇が内閣や統帥部の決定に対し、かれらに代つて責任者になり、犠牲者になる理由は、全然ないことを知っていたからである。

昭和の三聖断

陛下は先年外人記者とのご会見で、ご自身の判断によつて、政治上の問題を決定した事件が二回あると仰せられてゐる。その一は太平洋戦争の終戦時に、ポツダム宣言を受諾するか否かの「御前会議」において、内閣と統帥部との見解が三対三に分れ、一致がえられなかつたため、首相から陛下のご聖断を仰いだ結果、受諾と決定した事件である。ご聖断の「理由」として陛下ご自身のお言葉によると「大東亜戦争開始以来、陸、海軍の行動は予定と結果が大変ちがう場合が多い。先程陸軍大臣、両総長は本土決戦を準備し勝利の自信ありといい、また先日参謀総長から九十九里浜の防備の話も聞いたが、実はその後侍従武官に実地見学させたところ、総長の話とは非常にちがつていて防備は殆んどできていない。また先日編成された師団の装備も参謀総長から完了の報告があつたが実は兵士には銃剣さえ行渡つていないことが判つた。こんな状態で本土決戦に突入してどうなるか非常に心配である。日本民族がみな死なねばならないのではなかろうか。どうしてこの日本を子孫に伝えうるか。自分の任務は祖先から受継いだ日本を子孫に伝えることだ。一人でも多くの日本人が生き残つて、将来再び立ち上る以外に方法はない。このまま戦争をつづけることは世界人類にとつても不幸だ。忠勇な軍隊の武装解除、戦争責任者の処罰など、みな忠誠を尽した人たちで、それを思うと實に忍び難いものがある。しかし今日はその忍び難きを忍ばねばならない時と思う。『自分のことは、どうなつてもかまわない』、堪え難いこと、忍び難いことではあるが、この戦争をやめる決心をした」と、軍部に対する満腔の不信任（参謀総長は陛下をも、だまさんとしている）を吐露されると同時に、天皇としての天職に深いご

自覚を披瀝され、軍部の戦争責任を一身に負担せんとする決意を明かにされている。当時、これによつて生き残つた日本人、これから生れてくる日本人は、陛下の限りなきご高徳を忘れてならない。

日本政府は一九四五年八月一〇日午前七時発の電報でスイス政府経由アメリカ政府に、ポツダム宣言は「天皇の國家統治の大権を変更する要求を含まないとの了解の下に受諾する」と申込んだ。アメリカ政府の回答案は八月一〇日正午少し前（ワシントン時間）に出来上つたので、直ちに英中ソ三国の同意をえて、八月一日ワシントンのスイス公使に手交され、東京に到着したのは八月一二日午後六時四〇分であった。それによると「天皇と日本政府との国家統治の権限は、占領軍司令官の制限下におかれること、天皇は政府と大本営とに降伏条項に署名の権限を与えて、それを保証すること、天皇は日本の陸、海、空軍官憲の指揮下にある、すべての軍隊に戦闘行為の終止、武器の引渡、占領軍司令官要求の命令を発するよう命ずること、日本国の最終的統治形態はポツダム宣言に従い、日本国民が自由に表明した意思によつて決定されること、連合国軍隊はポツダム宣言にかかる諸目的が完遂されるまで日本国内に留まる」とあつた。

しかるにこの回答が八月一三日午後三時からの閣議に上程されるや、陸軍大臣をはじめ、二、三の閣僚から反対が起つたので、鈴木首相は重ねてご聖断を仰ぐことに決し、八月一四日午前一〇時五〇分宮中の防空壕内で、終戦に関する最後の「御前會議」が開かれ、陸相と両総長から「戦争継続論」が展開され、直ちに陛下のお言葉を拝することになった。時正に八月一四日午前一一時であった。陛下は「反対意見はよく聞いたが、考えは以前と変りはない。私は世界の現状と国内の事情を検討した結果、これ以上戦争を続けることは無理だと考える。『國体問題』には色々疑義があるとのことだが、私には先方が悪意をもつて回答文を書いたとは思えない。一抹の不安があるというのも尤も

だが私は疑いたくない。要はわが国民全体の信念と覚悟の問題と思うから、この際先方の申入れを受諾してよろしいと考える。『自分はいかようにならうとも、万民の生命を助けたい』。この上戦争の継続は、わが国を全く焦土とする。万民にこれ以上の苦悩をなめることは、祖宗の靈にお答えができない。先方の遺方に、全幅の信頼をおき難いのは、当然だが、日本が全くなくなる結果に比べて、少しでも種子が残りさえすれば、また復興という光明も考えられる」との悲壯極まるお言葉であった。ご聖断は下ったが、国家意思は、憲法上各閣僚の意思と責任で、閣議決定を行わねばならない。阿南陸相（陸相としては陸軍を代表して終戦に反対したが、忠良な陛下の臣民としては、大命に従わざるをえない羽目に陥り、潔きよく自殺した）も安部内相も、自説を固執することなく、閣議決定に署名したので、一刻も早くこの決定をアメリカに伝え、無抵抗のまま昼夜爆撃にさらされている無辜の国民を救わねばならなかつた。日本の全面的降伏の回答は八月一四日午後四時五分スイス駐在のアメリカ公使から電話でワシントン政府に伝達された。國務省は直ちに英、ソ、中の三国大使を電話によんで通告し、ワシントン時間の午後七時、四国の首都で同時に発表された。

尊皇思想の伝統は不滅

「尊皇思想は日本の倫理思想の根幹を構成し、その他の倫理思想はこの根幹から派生したものと見るべきである。倫理思想史の著書には、尊皇思想をもつて日本歴史において、時折、稀れに現われる現象のごとき印象を与えるものもなくはないが、尊皇思想は日本国民の生活の根強い基調であった。いかなる時代においても、その影を没したこと

はない。権力をもつ人たちが、それを忘れた時にも、国民は決して忘れはしなかった。この伝統の偉大さ、この根源における深遠な意義、その伝統における偉大な活力を明かにし、これを力説するため、一般に知られた古典にして、いまだこの種の問題の資料として十分使いこなされていないものを使用して書き上げた」のが、和辻哲郎先生の「尊皇思想とその伝統」なる名著である。「新憲法は天皇を『君臨すれども統治せず』との地位に近いものにしたが、天皇を国民の裏に内在せしめ、その内在こそ天皇を国民の上に超越せしめ、よく象徴たる意義を發揮せしめると、安倍能成は貴族院で報告している。また「日本の國家、民族の存在理由は、人類の宝となり救いとなる、日本的にして世界的、世界的にして日本的な、独特な文化を創造するにあるが、それには天皇制なる日本民族の伝統を深く思わねばならない。天皇制は日本民族の創造で、天皇は権力なくして威力をもつ日本独特の存在である。天皇の存在を無視して日本独特の文化は考えられない。天皇無視の教育が進むと、日本国は存在できても、本来の日本国は滅びてしまふ。東ドイツの青年たちはソ連の教育によつて毒せられ、ゲーテやカントなどの、精神的英雄を生んだドイツは、ものはや滅亡せしめている」（天野貞祐著「教育五〇年」）。

陛下のご訪来を迎えたニューヨーク・タイムズ紙の社説は「第二次世界大戦前の悪い世代と、戦後の善い世代とを通じ同一人であらせられる、慎み深く控え目な、日本の天皇は、君臨はするが統治はしていない。天皇は日本社会の具現体であつたし、現在もそうである。天皇はまた日本国民の貴重な民族的遺産の管理人でもあつたし、現在もそうである。マッカーサー将軍と連合諸国の指導者たちが戦争の終了以前にすら、争擾を超越した天皇のユニークな権威を理解していたことは、かれらにとって不朽な名誉である。かれらが「天皇君臨の継続」を確認する決定を行つたことは、天皇制に重要な継続性を提供した。これは日本国民に、よごれた民族精神を、再整理せしめ、かれらに矜持と

自信を与えた。アメリカが過去の記憶を認めることは妥当だが、それは将来に向ってアメリカが真摯な善意の表明を妨げるものでない」との正論をのべている。